三　第九条の四の二第二項に規定する償還金等の支払をする者については、同項から同条第六項までの規定のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

四　当該適用を受ける非居住者が支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等については、同条及び第九条の九の規定は、適用しない。

五　当該適用を受ける非居住者の有する第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等、同項に規定する特定保有株式及び同項に規定する特定口座内公社債については、同条の規定は、適用しない。

六　当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡については、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、適用しない。

七　当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等については、同条の規定は、適用しない。

八　当該適用を受ける非居住者に対し支払をする第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額については、同条の規定は、適用しない。

九　当該適用を受ける非居住者が支払を受ける第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等については、同条の規定は、適用しない。

十　当該適用を受ける非居住者が第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式については、同条及び第三十七条の十三の二の規定は、適用しない。

十一　当該適用を受ける非居住者が行う非課税口座内上場株式等（第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）及び同条第四項各号に掲げる事由による非課税口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十二　当該適用を受ける非居住者が行う未成年者口座内上場株式等（第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による未成年者口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十三　第四十一条の十第一項に規定する給付補塡金等の支払をする者については、第四十一条の十一のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

十四　第四十一条の十二の二第八項に規定する償還金の支払者（同条第十二項の規定により同条第八項に規定する償還金の支払者とみなされる者を含む。）及び同条第一項第二号に規定する国外割引債取扱者については、同条第八項から第十三項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

十五　当該適用を受ける外国法人が支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る第四十一条の十三の二第二項に規定する差益金額については、同項の規定は、適用しない。

十六　第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で当該適用を受ける非居住者が行うものについては、同条及び第四十一条の十五の規定は、適用しない。

十七　当該適用を受ける非居住者が第四十一条の十九第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定新規株式については、同条の規定は、適用しない。

十八　所得税法第百六十六条の規定の適用については、同条中「おいて、第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と」とあるのは「おいて」と、「場合」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と」とあるのは「場合」と」とする。

十九　所得税法第百六十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける非居住者については、適用しない。

二十　当該適用を受ける外国法人が支払を受ける所得税法第百八十条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十一　所得税法第二百十二条第一項の規定の適用については、同項中「第百八十条第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第百八十条の二第一項若しくは」とあるのは、「第百八十条の二第一項又は」とする。

二十二　当該適用を受ける非居住者が支払を受ける所得税法第二百十四条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十三　所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十二号から第十四号までに掲げる者については、同項（第十号又は第十二号から第十四号までに係る部分に限る。）のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

二十四　所得税法第二百三十二条の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

第四十一条の二十一第七項中「第三項」を「第五項」に改め、「及び第九項」を削り、同項を第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　非居住者が対象国内源泉所得（所得税法第百六十一条第一項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）で当該非居住者が締結している投資組合契約に基づいて行う事業に係る恒久的施設に帰せられるものをいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該非居住者が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業（次項において「特例適用組合事業」という。）による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　第一項の規定の適用がある場合における非居住者が有する所得税法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

第四十一条の二十二第一項中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約（」を「条約（」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二第二項第一号中「第六項第一号イ」を「同項第一号イ」に、「うち第六項第二号ロ」を「うち同項第二号ロ」に、「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「が千」を「が百」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「第三十七条の十四第二十八項から第三十二項まで」を「第三十七条の十四第三十二項から第三十六項まで」に改める。